

農産物の名称に関する商標権の取り扱い規程

(平成 24 年 10 月 4 日農畜第 953 号)

改正 令和 3 年 7 月 15 日産支第 231 号

改正 令和 3 年 9 月 8 日農第 650 号

改正 令和 4 年 6 月 13 日農第 325 号

改正 令和 4 年 11 月 10 日産支第 544 号

改正 令和 5 年 10 月 3 日産支第 427 号

(目的)

第 1 条 産地支援課で所掌し、「農林水産関係の商標権の使用に関する取り扱い方針」(以下「方針」という。)第 3 条第 1 項第 1 号に該当する商標(以下「識別性商標」という。)に関する取り扱いについて必要な事項を定める。

(対象となる商標)

第 2 条 この規程を適用する識別性商標は、別表に掲げるものとする。

(使用者)

第 3 条 識別性商標については、県内の次に掲げる者の使用を認め、使用にあたっては一時金・使用料を徴収しないこととする。

(1) 島根県登録品種利用権設定等要綱(昭和 58 年 3 月 29 日施行)に基づき当該品種の利用権設定等を受けようとする者及び利用権設定等を受けた者から当該品種の増殖・販売を目的として種苗を購入し、生産・販売する者

(2) 島根県農業技術センター種苗配付規程(昭和 27 年 1 月 11 日島根県告示第 13 号)により種苗の配付を受けようとする者

(3) 第 1 号または第 2 号の者から収穫物を入手し、別表の商品及び役務の区分に定めのある範囲で加工又は加工品を販売する者

(4) 第 1 号または第 2 号の者から委託を受け、当該品種の収穫物を受託販売する者

2 県外の者であっても、生産振興等の理由で特に必要であると認める者については本規程を適用することができるものとする。

(違反行為)

第4条 商標の使用許諾を受けた者が、不正な使用を行った場合は、ただちに使用中止させることができる。

2 商標の不正な使用により発生した被害の補償については、当該商標を使用した者がその責めを負うものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成24年10月15日から施行する。

附則 この規程は、令和3年7月15日から施行する。

附則 この規程は、令和3年9月8日から施行する。

附則 この規程は、令和4年6月13日から施行し、令和4年2月24日から適用する。

附則 この規程は、令和4年11月10日から施行する。

附則 この規程は、令和5年10月3日から施行する。

別表

登録番号	商標名	指定品種	商品及び役務の区分		登録日(公開日)	登録満了日	備考
第5472415号	いずもびじん(標準文字)	島系22-111	第29類	冷凍果実、加工野菜及び加工果実	平成24年2月24日	令和14年2月24日	
			第31類	果実、イチゴの種子、イチゴの苗			
第5472416号	美雲(標準文字)	島系Hyd06-02	第31類	アジサイの種子、アジサイの木、アジサイのドライフラワー、アジサイの苗、アジサイの苗木、アジサイの花	平成24年2月24日	令和14年2月24日	
第5472417号	万華鏡(標準文字)	島系Hyd06-01	第31類	アジサイの種子、アジサイの木、アジサイのドライフラワー、アジサイの苗、アジサイの苗木、アジサイの花	平成24年2月24日	令和14年2月24日	
第5617769号	あすっこ	あすっこ	第29類	加工野菜及び加工果実、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ	平成25年9月27日	令和15年9月27日	
第5657301号	ゴールデンパール(標準文字)	島交1号 島交4843	第29類	冷凍果実、加工野菜及び加工果実他	平成26年3月20日	令和6年3月20日	
			第30類	菓子、パン、アイスクリームのもと他			
			第31類	果実、種子類他			
			第32類	清涼飲料、果実飲料他			
第6498306号	星あつめ(標準文字)	FRCK 003 S 9	第31類	アジサイの種子、アジサイの木、アジサイのドライフラワー、アジサイの苗、アジサイの苗木、アジサイの花	令和4年1月13日	令和14年1月13日	
第6613305号	神紅(図形) 登録商標は備考に記載	神紅	第3類	せっけん類、歯磨き、化粧品、薫料	令和4年9月12日	令和14年9月12日	
			第5類	薬剤、医療用試験紙、サプリメント			
			第29類	冷凍果実、加工野菜及び加工果実他			
			第30類	アイスクリームのもと、シャーベットのもと			
			第31類	果実、木、苗木、種子類、苗、飼料			
			第32類	清涼飲料、果実飲料他			
			第33類	清酒、果実酒他			
第6713843号	神紅(標準文字)	神紅	第3類	せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料	令和5年7月4日	令和15年7月5日	
			第5類	薬剤、医療用試験紙、サプリメント			
			第29類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)、冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び加工果実、カレー・シチュー又はスープのもと、なめ物			
			第30類	アイスクリーム用凝固剤、食品香料(精油のものを除く。)、茶、コーヒー、ココア、氷、菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、すし、弁当、即席菓子のもと、パスタソース			
			第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料、果実エキス(アルコール分を含まないもの)			
第33類	清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒						
第6716182号	月うさぎ(標準文字)	CMT 010	第31類	アジサイの種子、アジサイの木、アジサイのドライフラワー、アジサイの苗、アジサイの苗木、アジサイの花	令和5年7月11日	令和15年7月11日	

※商標「あすっこ」(第5076882号、第31類)については「農林水産関係の商標権の使用に関する取り扱い方針」第3条第1項第4号に該当するため、同方針第4条第1項により本規程の対象外とする。